

災害時における
無人航空機による支援協力に関する協定書

半 田 市

半田ドローン協議会

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書

半田市（以下「甲」という。）と半田ドローン協議会（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下、併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施されることを目的とする。

（緊急時の協力要請）

第2条 甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときには、電話またはその他の方法をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施範囲）

第3条 業務の実施範囲は、半田市内とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
 - (2) 高重量運搬に関すること
 - (3) 災害地図作成等の災害支援に関すること
 - (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること
- 2 乙は、甲からの要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2）により甲の定める期限までに報告を行う。

(映像等の所有権等)

第6条 本協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用負担)

第7条 第4条の規定に基づき要した経費は、甲と乙で協議し定めるほか、交通費及び消耗品費については、最低限保証するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 乙はこの協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、支援上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らさないようにしなくてはならない。支援終了後もまた同様とする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づき実施した協力に伴って、相互の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合は、その事実後遅滞なくその状況を報告し、その処理について協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の日の前30日までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新するものとし、さらに1年間延長し、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、相互が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年6月6日

- 甲 半田市東洋町二丁目1番地
半田市
半田市長 久世 孝宏
- 乙 半田市青山4-7-31
半田ドローン協議会
代表 平岡 侑樹

年 月 日

半田ドローン協議会
代表 様

半田市長

要 請 書

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の種類	
要請の内容	
協力を要請する場所	
その他	

様式第2

年 月 日

半田市長 様

半田ドローン協議会
代表

報 告 書

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書に基づき、 年 月 日に要請のありました災害支援につきましては、下記のとおり行いましたので報告します。

記

協力の内容		
協力期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
協力人数等	協力延べ日数	協力延べ人数
その他		